

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」 (P. 73～84) に記載。
	認定の手続	「9. 4 から8 までに掲げる事業及び措置の総 合的かつ一体的推進に関する事項」 (P. 107～119) に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関 する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」 (P. 68～72) に記載。
	4 から8 までの事業及び措置の 総合的かつ一体的推進に関する 基本的な事項	「9. 4 から8 までに掲げる事業及び措置の総 合的かつ一体的推進に関する事項」 (P. 107～119) に記載。
	中心市街地における都市機能の 集積の促進を図るための措置に 関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促 進を図るための措置に関する事項」 (P. 120～126) に記載。
	その他中心市街地の活性化に関 する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化に資する事項」 (P. 127～128) に記載。
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4 から8 までの事業等がきさいさ れていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、 道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設 の整備その他の市街地の整備改善のための事業 に関する事項」から「8. 4 から7 までに掲げ る事業及び措置と一体的に推進する事業に関す る事項」 (P. 85～106) に記載。
	基本計画の実施が設定目標の達 成に相当程度寄与するものであ ることが合理的に説明されている こと	事業ごとに掲載した「目標達成のための位置付 け及び必要性」 (P. 85～106) に記載。 ※4. ～8. を参照
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されている か、又は、特定される見込みが 高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」 (P. 85～106) に記載。 ※4. ～8. を参照
	事業の実施スケジュールが明確 であること	事業ごとに掲載した「実施時期」 (P. 85～106) に記載。 ※4. ～8. を参照